

デ社第457号
令和7年8月4日

各府省庁担当部局長 殿

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字に係る留意事項について

行政機関の各種システムで用いられている文字については、これまでも様々な機関等において標準化に係る取組が行われてきたところですが、今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より地方公共団体情報システム(同法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で使用する文字セットが標準化されます(別紙1参照)。

これにより、現在、地方公共団体情報システムにおいて用いられている文字セットは、今後、地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、順次、行政事務標準文字に置き換えられ、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形(デザイン)や、移行時期の異なる地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる可能性があります。

文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制やシステム間の互換性確保のために、字形が異なる文字を標準化するもので、字体(漢字の骨組み)を変更するものではないため、標準化前の文字と同一の文字として扱うこととなります(別紙2参照)。

各府省庁におかれては、地方公共団体の基幹業務のシステム統一・標準化による文字の標準化は、文字の字形の変更であることをご理解いただき、地方公共団体情報システムから出力される帳票以外の帳票や過去に発行された帳票と文字の字形に差異が認められる場合であっても、所管行政における本人確認の場面において、これまでと同様に適切にご対応いただき、本人確認書類の追加提出を求める等の手続が発生しないようお願いします。また、併せて、所管業界や事業者においても同様にご対応いただくよう周知をお願いします。

なお、デジタル庁では、関係府省庁に対し、「マイナンバーカードの普及・利用推進に関する関係省庁連絡会議」の場を通じて、本人確認の場面におけるマイナンバーカードの本人確認書類としての利用に取り組んでいただき、行政手続はもとより、所管業界における民間サービスでも活用がなされるよう取組をお願いしているところです(別紙3参照)。貴担当においても、所管行政における手続について、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられているか確認をし、確実に位置付けていただくようお願いします。併せて、所管業界や事業者に対して、同様に本人確認書類として明確に位置付けられるよう働きかけをお願いします。

【参考】Q & A

Q：文字の字形が変わったことによって、過去に発行した帳票の有効性がなくなるのか。

A：過去に発行した帳票の有効性がなくなるものではありません。

Q：文字の字形が変わったことによって、当該機関が保有している文字や過去に発行した文字を統一する必要はあるのか。

A：各機関で保有している文字や過去に発行した文字を統一しないこととして差し支えありませんので、各機関でご判断ください。

Q：字形が変わった文字は今後一切使えなくなり、変更後の文字の字形に合わせて、本人が記載する必要はあるのか。

A：字形が変わった文字が一切使えなくなるものではありません。行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピュータ処理などで使われる文字セットであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありませんので、書類などに使う文字はこれまで通りに使えます。

Q：文字の字形が変わったことにより、本人から文字の変更の届出が必要となるか。

A：本人から文字の変更を届け出てもらう必要はありません。

Q：文字が変わることは分かったが、字体ではなく字形が変わったことが分かるような対応表のようなものはあるのか。

A：字形の変更に関して、標準化前後の文字の対応表はありませんが、当庁から発出している文字包摂ガイドラインや同定支援ツール等を利用し、各地方公共団体の判断で変更しているものですので、標準化前の文字と同一の文字として取り扱ってください。

Q：「これまでと同様に」とは、どのような対応を指すのか。

A：例えば、住民票においては、「住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付各都道府県知事あて通知）」により、戸籍に記載されている氏名を記載（字体も同一）するとされており、これまでも字形の差異は許容されており、各手続等において適切にご対応いただいていたところですので、今後、地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる場合にも、これまでと同様に適切にご対応いただくようお願いいたします。

【連絡先】

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
データ標準化・品質向上支援担当
メール：jichitai-moji@digital.go.jp